

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定	（県政情報・文書課）	一
○液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等についての認定	（消 防 課）	二
○生活保護法による医療機関の指定	（社会福祉課）	二
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	（ 同 ）	二
○生活保護法による指定医療機関の休止の届出	（ 同 ）	二
○生活保護法による施術者の指定	（ 同 ）	三
○保安林の指定の解除	（森林整備課）	三
○保安林の指定施業要件の変更の予定（二件）	（ 同 ）	三
○市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所についての届出	（都市計画課）	四
○指定管理者の指定	（ 同 ）	四
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	四
教育委員会		
○教育委員会定例会の開催		五
収用委員会		
○県道石巻鮎川線十八成浜事件審理の開催		五
○県道石巻鮎川線十八成浜事件公示による通知		五
雑 報		
○環境影響評価方法書の公告及び縦覧並びに住民説明会の開催		五

告 示

ページ

○宮城県告示第一号

情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。）第三十八条第二項の規定により、特定出資団体等を次のとおり指定する。

なお、平成三十年宮城県告示第六十九号（情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定）は、廃止する。

平成三十一年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 条例第三十八条第二項第一号に掲げる出資団体等

仙台臨海鉄道株式会社

阿武隈急行株式会社

公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

公益財団法人宮城県環境事業公社

公益財団法人宮城県文化振興財団

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

一般社団法人東北地域医療支援機構

公益財団法人宮城県腎臓協会

株式会社テクノプラザみやぎ

宮城県信用保証協会

公益財団法人みやぎ産業振興機構

公益財団法人宮城県国際化協会

一般財団法人みやぎ産業交流センター

株式会社仙台港貿易促進センター

宮城県漁業信用基金協会

公益社団法人みやぎ農業振興公社

公益財団法人翠生農学振興会

公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会

一般社団法人宮城県畜産協会

公益財団法人みやぎ林業活性化基金

一般社団法人宮城県林業公社

一般財団法人みやぎ建設総合センター
 公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社
 宮城県開発株式会社
 塩釜港開発株式会社
 仙台空港鉄道株式会社

公益財団法人宮城県スポーツ協会
 二 条例第三十八条第二項第二号に掲げる出資団体等
 一般財団法人宮城県地域医療情報センター
 一般財団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会
 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会
 公益社団法人宮城県トラック協会
 一般社団法人宮城県農業会議
 公益財団法人宮城県水産振興協会

○宮城県告示第二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者について、次のとおり保安の確保の方法等の認定をしたので、同法第八十八条第二項第一号の規定により公示する。
 平成三十一年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住所又は所在地	保安確保機器の設置及び管理の方法の別	認定年月日
南三陸農業協同組合 代表理事組合長 尾形 政司	本吉郡南三陸町志津川 字廻館九十七番地	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第二号 （第二号認定）	平成三十年十二月二十五日

○宮城県告示第三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十

号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。
 平成三十一年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かなりあ薬局	石巻市蛇田字下中塚二十七番地十	平成三十年十一月一日
二宮外科クリニック	石巻市不動町一丁目七番三号	平成三十年十一月二十四日
有限会社二宮調剤薬局	石巻市不動町一丁目七番二号	平成三十年十一月二十七日

○宮城県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。
 平成三十一年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ごとう歯科医院	登米市迫町佐沼字南佐沼一六七一七	平成三十年十月三十一日
かなりあ薬局	石巻市蛇田字下中塚二十七番地十	平成三十年十月三十一日
二宮外科	石巻市住吉町一丁目一番五号	平成三十年十一月二十三日
有限会社二宮調剤薬局	石巻市住吉町一丁目一四	平成三十年十一月二十三日

○宮城県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療

機関から次のとおり休止した旨届出があった。

平成三十一年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
有限会社コツカ薬局	塩竈市新富町十七番二十三号	平成三十年十一月五日

○宮城県告示第六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十一年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
佐藤 慎吾	接骨鍼灸院さとう	名取市美田園五丁目五-五 エクセレントビルV百二	平成三十年十一月十三日

○宮城県告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所
伊具郡丸森町字不動五五の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
塩竈市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び塩竈市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名取市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備
- 三 変更後の指定施業要件

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名取市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩沼市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第十号
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、市街地再開発組合からその理事長の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。
平成三十一年一月八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
古川七日町西地区市街地再開発組合
- 二 事務所所在地
大崎市古川七日町八番三十九号

- 三 理事長の氏名及び住所
氏 名 佐々木 愛 一

住 所 大崎市古川七日町十一番三号

○宮城県告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
平成三十一年一月八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成三十一年一月八日

- 一 公の施設の名称
矢本海浜緑地

- 二 指定した団体の名称及び所在地
株式会社東北ダイケン

仙台市青葉区一番町三丁目六番一号

- 三 指定の期間
平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成三十一年一月八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成三十一年一月八日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
多賀城市伝上山四丁目百十六番二

<p>地域の名称</p> <p>二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)</p> <p>仙台市泉区泉中央三丁目八番一 大和ハウス工業株式会社 仙台支社</p>	<p>宮城県起業の県道石巻鮎川線改築工事(十八成浜道路・宮城県石巻市十八成浜白浜地内から同市十八成浜大嵐山地内まで)に係る土地収用事件(県道石巻鮎川線十八成浜事件)について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。</p> <p>平成31年1月8日</p> <p>宮 城 県 収 用 委 員 会</p>
<p>教育委員会</p> <p>○宮城県教育委員会告示第一号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。</p> <p>なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。</p> <p>平成三十一年一月八日</p> <p>宮城県教育委員会 教育長 高橋 仁</p> <p>一 日時 平成三十一年一月十六日 午後一時三十分</p> <p>二 場所 教育委員会会議室</p> <p>三 事件</p> <p>第一号議案 教育功績者表彰について</p> <p>第二号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について</p> <p>第三号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について</p> <p>四 傍聴者の定員 十二人</p> <p>五 傍聴手続</p> <p>1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。</p> <p>2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。</p> <p>六 問い合わせ先 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二二二二一三六一一)</p>	<p>雑 報</p> <p>○合同会社G・B・i・o石巻須江代表社員株式会社G・B・i・oイニシアティブ職務執行者高橋俊春から、公報掲載の依頼があった。</p> <p>平成三十一年一月八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。)第五条の規定により、G・B・i・o石巻須江発電事業について環境影響評価方法書を作成したので、条例第七条の規定により、次のとおり公告し、本環境影響評価方法書を縦覧に供するとともに、条例第七条の二の規定により、説明会を開催する。</p> <p>平成三十一年一月八日</p> <p>合同会社G・B・i・o石巻須江 代表社員 株式会社G・B・i・oイニシアティブ</p>
<p>収用委員会</p> <p>○宮城県収用委員会告示第一号</p>	

<p>一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>1 名称 合同会社G・Bio石巻須江</p> <p>2 代表者 代表社員 株式会社G・Bioイニシアティブ 職務執行者 高橋 俊春</p> <p>3 所在地 東京都千代田区神田須田町一ー十八 アーバンスクエア神田ビル五階</p> <p>二 対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>1 名称 G・Bio石巻須江発電事業</p> <p>2 種類 条例第二条第二項第十号に規定する第一種事業（火力発電所の設置の工事の事業）</p> <p>3 規模 発電設備の出力 十万二千七百五十キロワット</p> <p>三 対象事業実施区域</p> <p>宮城県石巻市須江瓦山 地内</p> <p>四 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲</p> <p>宮城県石巻市、東松島市</p> <p>五 環境影響評価方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間</p> <p>1 縦覧場所</p> <p>株式会社G・Bioイニシアティブ 宮城オフィス（仙台市宮城野区榴岡二ー二ー十一仙台Kビル八階）</p> <p>宮城県環境生活部環境対策課</p> <p>石巻市役所生活環境部環境課</p> <p>東松島市役所市民生活部環境課</p> <p>2 縦覧期間</p> <p>自 平成三十一年一月八日（火）</p> <p>至 平成三十一年二月七日（木）</p> <p>（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで</p> <p>六 意見書の提出</p> <p>本環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し意見を述べるができます。</p> <p>1 提出期限 平成三十一年二月二十一日（木）（当日消印有効）</p> <p>2 提出先 千九八三ー〇八五二 仙台市宮城野区榴岡二ー二ー十一仙台Kビル八階 株式会社G・Bioイニシアティブ 宮城オフィス</p>	<p>職務執行者 高橋 俊春</p>
	<p>3 提出方法 次の事項を記載して、書面にて提出してください。</p> <p>(一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(二) 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称</p> <p>(三) 本環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見</p> <p>七 環境影響評価方法書の説明会を開催する日時及び場所</p> <p>1 平成三十一年一月二十二日（火）午後六時三十分から午後八時まで</p> <p>東松島市コミュニティセンター ホール（東松島市矢本字大溜一ー二）</p> <p>2 平成三十一年一月二十三日（水）午後六時三十分から午後八時まで</p> <p>石巻市遊学館 かなんホール（石巻市北村字前山十五一ー一）</p> <p>両会場の説明内容は同一となります。</p> <p>八 本件に関するお問い合わせ窓口</p> <p>1 株式会社G・Bioイニシアティブ 宮城オフィス</p> <p>2 電話番号 〇二二（七六六）八二六二</p> <p>3 時間 午前九時三十分から午後五時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p>